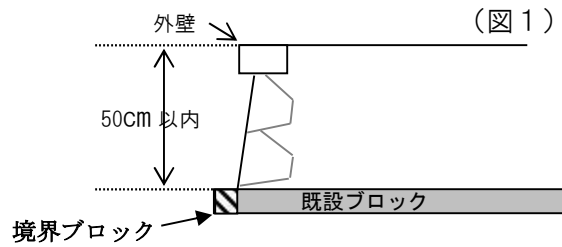
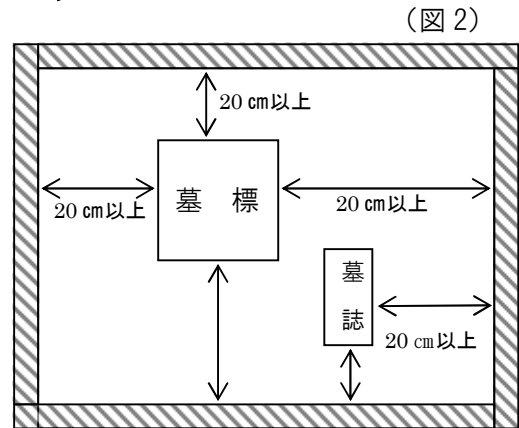


# 古瀬間墓地公園施設基準及び内規

- 1 墓所に囲障、石積（盛土）をする場合は、墓所の四方とも、区画界ブロックから高さ50cm以内とする。（図1）



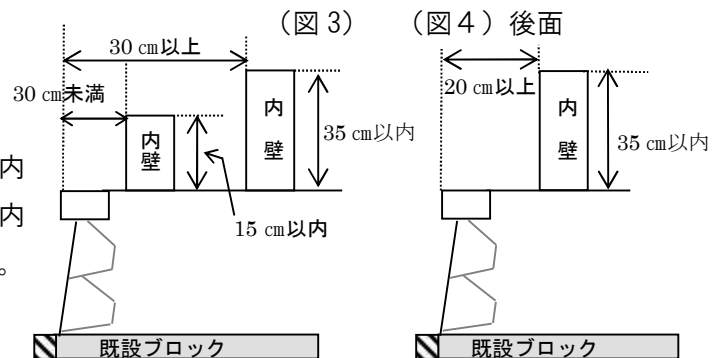
- 2 墓所に設ける墓標、形象類は、墓所の区画界ブロックの内側20cm以上後退するものとする。（図2）



- 3 墓所内の植え込み樹木は、高さ120cm以下で、整形できる樹種のものとする。（ただし、生垣、囲障とする場合は、50cm以内）

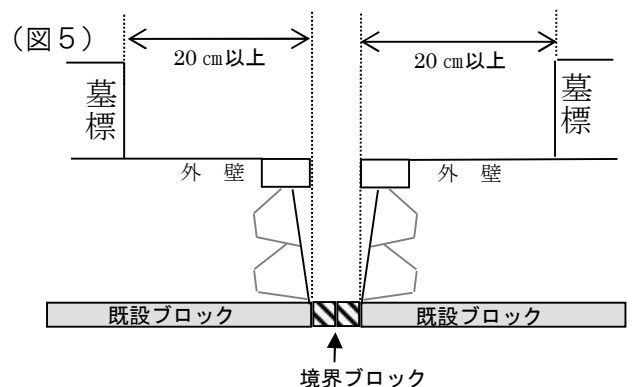
- 4 内壁を設置する場合（図3、4）

- ① 外壁より30cm未満は高さ15cm以内
  - ② 外壁より30cm以上は高さ35cm以内
- ただし後面については20cm以上とする。



- 5 区画ブロックについて（図5）

- ① 外壁を区画界ブロック（既設）の上に重ねてはならない。
- ② 区画界ブロックを動かしたり、はずしたりしてはならない。  
ただし入り口ブロックについては、届出許可を得れば取りはずしてもよい。



- 6 地覆（芝台）は、10cm以下であること。10cmをこえる台は、墓標とみなす。（図6）

